第1章 教育職員免許法の概要

第 1 節 総 則

1 免許法の趣旨および目的

教育職員の免許に関する基準を定め、教育職員の資質の保持と向上を図ることを目的としている(免許法第1条)。

教育職員の免許とは、教育職員となる資格を有することを公証するものであり、免許状を授与することによってなされる。

この法律では、教育職員の免許に関する基準を定めるにとどめており、その他施行について必要な事項は、政令、文部科学省令又は都道府県の教育委員会規則をもって定めることとされている。(免許法第20条)

2 教育職員等の定義

(1) 教育職員(免許法第2条第1項)

学校(学校教育法第1条に規定されている学校のうち、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校)並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 (平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園(以下「幼保連携型認定こども園」という。)の主幹教諭(幼保連携型認定こども園の主幹養護教諭及び主幹栄養教諭を含む。以下同じ。)、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭及び講師(以下「教員」という。)をいう。

(2) 免許管理者(免許法第2条第2項)

免許状を有する者が教育職員及び文部科学省令で定める教育の職にある者である場合は、その者の 勤務地の都道府県の教育委員会、これらの者以外の者である場合は、その者の住所地の都道府県の教 育委員会をいう。

(3) 所轄庁(免許法第2条第3項)

所轄庁とは、教員の勤務する学校の種類に応じて次のとおり定められている。

学 校 の 種 類	所 轄 庁
大学附置の国立学校又は公立学校の教員	当該大学の学長
大学附置の学校以外の公立学校(幼保連携型認定 こども園を除く。)の教員	当該学校を所管する教育委員会
大学附置の学校以外の公立学校(幼保連携型認定 こども園に限る。)の教員	その学校を所管する地方公共団体の長
私立学校(幼保連携型認定子ども園を除く。)の教員	都道府県知事
私立学校(幼保連携型認定子ども園に限る。)の教員	都道府県知事又は指定都市、中核市の長

3 免許状主義

(1) 相当免許状主義

教員は免許法により授与された各相当の免許状を有する者でなければならない。(免許法第3条第1項)

(2) 各相当の免許状

「各相当の免許状」とは、教員の種別(教諭、助教諭等)に相当する免許状をいう。さらに、教科について授与する免許状については、相当教科の免許状をいう。

(3) 相当免許状主義の特例

ア 主幹教諭及び指導教諭については、各相当学校の教諭の相当免許状を有する者を充てる。

イ 講師の免許状

る。

講師については、各相当学校の教員の免許状を有する者を充てる。(免許法第3条第2項)

ウ 免許状を有しない非常勤講師(特別非常勤講師)の特例(免許法第3条の2) 次の場合の教科及び担当領域において、非常勤の講師に任命し、又は雇用しようとする者は、授 与権者に届け出て、各相当学校の相当免許状を有しない者を非常勤講師として採用することができ

学校種別	教 科 等	担当領域	備考
小学校	・各教科(国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育及び外国語)・道徳、外国語活動、総合的な学習の時間・特別活動のうちのクラブ活動		免許法第3条の2 免許法施行規則第
中学校	・各教科・道徳、総合的な学習の時間	の一部の教授 又は実習 65条の8 免許法施行規則第	
義務教育学校	・小学校及び中学校に掲げる事項		又は実習
高等学校	・各教科・総合的な探究の時間	65条の 9	
中等教育学校	・中学校及び高等学校に掲げる事項		
特別支援学校 (幼稚部を除く)	・小学校、中学校及び高等学校に掲げる事項・自立教科等		

エ 特別支援学校の教員の特例

- (ア) 原則所有していなければならない免許状(免許法第3条第1項、第3項)
 - 特別支援学校の教員の免許状のほか、特別支援学校の各部に相当する学校の教員の免許状を有する者でなければならない。(養護教諭、養護助教諭、栄養教諭及び特別支援学校において自立教科等の教授を担任する教員を除く。)
 - (例) 特別支援学校小学部→特別支援学校免許状と小学校免許状 特別支援学校中学部→特別支援学校免許状と中学校免許状 特別支援学校高等部→特別支援学校免許状と高等学校免許状
- (イ) 免許法附則第15項による特例

幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の免許状を有する者は、当分の間、第3条第1項から第3項までの規定にかかわらず、特別支援学校の相当する各部の主幹教諭、指導教諭、教諭 又は講師となることができる。

- ※ 教諭の免許状とは、普通免許状と特別免許状をいい、臨時免許状は含まれない。
 - (例) 特別支援学校小学部→小学校普通免許状又は小学校特別免許状 特別支援学校中学部→中学校普通免許状又は中学校特別免許状 特別支援学校高等部→高等学校普通免許状又は高等学校特別免許状
- (ウ) 免許法第17条の3による特例

特別支援学校教諭の普通免許状のほか、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校のいずれかの学校の教諭の普通免許状を有する者は、特別支援学校において自立教科等以外の教科の教授又は実習(専ら知的障害者に対するものに限る。)を担任する主幹教諭、指導教諭、教諭又は講師となることができる。

- (例) 特別支援学校の幼稚部、小学部、中学部又は高等部(知的障害者に対するものに限る。)→ 特別支援学校免許状と幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状のいずれか
- a 自立教科等以外の教科の教授又は実習に限られるため、学級担任、特別活動の指導について は相当学校の免許状を要する(小学部→小学校免許状)。
- b 重複障害(知的障害を含む)も対象となるが、知的障害以外の障害の者が在籍する学級での 教科指導の場合は適用にならない。
 - ※ 自立教科等とは、理療(あん摩、マッサージ、指圧等に関する基礎的な知識技能の修得を 目標とした教科をいう。)、理学療法、理容その他の職業についての知識技能の修得に関す る教科及び学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能の修得を目的

とする教育に係る活動(以下「自立活動」という。)をいう。(免許法第2条第4項)

オ 免許法第16条の5による特例

(ア) 中学校又は高等学校の教諭の免許状を有する者は、第3条第1項から第4項までの規定にかかわらず、それぞれその免許状に係る教科に相当する教科及びその他教科に関する事項で文部科学省令で定めるものの教授又は実習を担任する小学校若しくは義務教育学校の前期課程の主幹教諭、指導教諭、教諭若しくは講師又は特別支援学校の小学部の主幹教諭、指導教諭、教諭若しくは講師となることができる。

ただし、特別支援学校の小学部の主幹教諭、指導教諭、教諭又は講師となる場合は、特別支援 学校の教員の免許状を有する者でなければならない。

(4) 工芸、書道、看護、情報、農業、工業、商業、水産、福祉若しくは商船又は看護実習、情報実習、農業実習、工業実習、商業実習、水産実習、福祉実習若しくは商船実習の教科又は第16条の4第1項に規定する文部科学省令で定める教科の領域の一部に係る事項について高等学校教諭の免許状を有する者は、第3条第1項から第5項までの規定にかかわらず、それぞれその免許状に係る教科に相当する教科その他教科に関する事項で文部科学省令で定めるものの教授又は実習を担任する中学校、義務教育学校の後期課程若しくは中等教育学校の前期課程の主幹教諭、指導教諭、教諭若しくは講師又は特別支援学校の中学部の主幹教諭、指導教諭、教諭若しくは講師となることができる。

ただし、特別支援学校の中学部の主幹教諭、指導教諭、教諭又は講師となる場合は、特別支援 学校の教員の免許状を有する者でなければならない。

カ その他の特例

(ア) 免許教科外教科の教授担任(免許法附則第2項)

当分の間、中学校、義務教育学校の後期課程、高等学校、中等教育学校の前期課程若しくは後期課程又は特別支援学校の中学部若しくは高等部において、ある教科の教授を担任すべき教員を採用することができないと認めるときは、当該学校の校長及び主幹教諭、指導教諭又は教諭の申請により、1年以内の期間に限り、当該教科についての免許状を有しない主幹教諭、指導教諭又は教諭が、当該教科の教授を担任することを許可することができる。

なお、この措置は、免許状主義の特例措置であるため、許可を受ける教諭は所有している免許 状の免許教科を教授していることを前提としている。

(イ) 特別支援学校及び特別支援学級において自立活動を担任する教諭(免許法第17条の2)

自立活動を専門に担当する教員の免許状として、特別支援学校自立活動教諭免許状が有り、基礎資格を有する者又は教育職員検定に合格した者のほか、教員資格認定試験に合格した者に授与される。(免許法施行規則第63条の2、第64条及び第65条の2)

特別支援学校自立活動教諭免許状は視覚障害教育、聴覚障害教育、肢体不自由教育、言語障害教育の各自立活動について授与され、当該免許状を所有する者は、免許法第3条第1項及び第2項に規定する相当免許状を有していない場合も、学校教育法第81条第2項及び第3項に規定する特別支援学級において、これらの免許状に係る障害の種類に応じた自立活動の教授を担任する主幹教諭、指導教諭、教諭又は講師となることができる。

(ウ) 養護教諭の保健の授業担任(免許法附則第14項)

養護教諭の免許状を有し、3年以上養護教諭として勤務している者は、当分の間、現に勤務している学校(幼稚園及び幼保連携型認定こども園を除く。)において、保健の教科の領域に係る事項(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部にあっては、体育の教科の領域の一部に係る事項で文部科学省令で定めるもの(小学校学習指導要領で定める保健に係る事項))の教授を担任する教諭又は講師となることができる。

第 2 節 免 許 状 の 種 類 及 び 効 力

1 免許状の種類

免許状は、教諭になるために有することを必要とする普通免許状及び特別免許状と、助教諭になるために必要とする臨時免許状の3種類であり(免許法第4条第1項)、普通免許状は、更に、専修免許状、1種免許状及び2種免許状に区分される。(免許法第4条第2項)

2 免許教科

(1) 免許教科と学習指導要領上の教科との関係

幼稚園及び小学校の教員の免許状の場合は、教科を限定していないので、全ての教科について授業を担当することができる資格とされている。これに対し、中学校及び高等学校の教員の免許状は、教科別に授与される。(免許法第4条第5項各号)

免許状の教科は、中学校及び高等学校における学習指導要領上の教科の指導の専門性に対応して、 教員の担当し得る指導領域を定めたものである。

免許状の教科は学習指導要領上の教科とは密接に関連しているが必ずしも一致せず、高等学校の芸術、外国語等の一部の教科については細分化された教科に対応して免許教科が設けられるなど、実際に教育を行う上での必要に即したものとなっている。

(2) その他の免許状の教科等

ア 高等学校教諭の免許状のうち教科の領域の一部に係る事項で文部科学省令で定めるものの免許状 (免許法第16条の4、免許法施行規則第61条の14)は、柔道、剣道、情報技術、建築、インテリア、 デザイン、情報処理及び計算実務の各事項が定められている。

- イ 特別支援学校の教員の免許状のうち自立教科等の免許状(免許法第4条の2第2項、第17条及び 免許法施行規則第63条第4項)
 - (ア) 視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の高等部 理療(あん摩マッサージ指圧、はり及びきゅうを含む。)、理学療法、音楽
 - (イ) 聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の高等部 理容、特殊技芸(美術、工芸及び被服に分ける。)
 - (ウ) 特別支援学校の自立活動を担任する教員(免許法施行規則第63条の2) 視覚障害教育、聴覚障害教育、肢体不自由教育及び言語障害教育の各自立活動

3 普通免許状の種類及び効力等

(1) 普通免許状の種類

普通免許状の種類は、小学校等(義務教育学校、中等教育学校及び幼保連携型認定こども園を除く)の学校種別の免許状と学校種別に関わりのない養護教諭及び栄養教諭の免許状に区分される。 (免許法第4条第2項)

また、普通免許状の種類は基礎資格や修得単位等の違いに応じて、専修免許状、1種免許状及び2 種免許状に区分される。

(2) 普通免許状の効力

平成21年4月1日、教員免許更新制が導入され、平成21年4月1日以降にはじめて授与される者の普通免許状及び特別免許状(新免許状)については、10年の有効期間が付されることとされた。

同様に、平成21年3月31日までに授与された免許状(旧免許状)を所有している者に対しても、その免許状に修了確認期限が設定されることとなった。

しかしながら、令和4年7月1日、教員免許更新制は発展的に解消され、令和4年7月1日以降、普通免許状及び特別免許状は有効期間の定めのないものとされ、更新制に関する規定は削除された。 同様に、平成21年3月31日までに授与された免許状(旧免許状)を所有している者の修了確認期限等に係る規定も削除された。

※ただし、令和4年7月1日より前に既に免許状の有効期限が経過したことを理由に失効した免許状については、手続なく有効になることはなく、申請書に授与権者が定める書類を添えて、授与権者に再度授与申請を行う必要があることとされた。

(「第10章 教員免許更新制により有効期限を経過し、免許状が失効した者の再授与申請について」 を参照のこと。)

4 特別免許状の種類及び効力

特別免許状は学校(幼稚園、義務教育学校、中等教育学校及び幼保連携型認定こども園を除く。)の種類ごとの教諭の免許状とし、学校教育の効果的な実施に特に必要があると認められる場合において授与され、その免許状を授与した授与権者の置かれる都道府県内においてのみ効力を有する。(免許法第4条第3項及び第9条第2項)

5 臨時免許状の種類及び効力

臨時免許状は学校(義務教育学校、中等教育学校及び幼保連携型認定こども園を除く。)の種類ごとの助教諭の免許状及び養護助教諭の免許状とし、普通免許状を有する者を採用することが出来ない場合に限り授与され、その免許状を授与したときから3年間、その免許状を授与した授与権者の置かれる都道府県内においてのみ効力を有する。(免許法第4条第4項及び第9条第3項)

6 1種免許状取得の努力義務

教育職員でその有する免許状が2種免許状であるときは1種免許状を取得するよう努めなければならない。(免許法第9条の2)

なお、小学校若しくは中学校教諭2種免許状を有し、教育職員に任命(雇用)された者については、次のような採用後12年後及び15年後の措置が講じられる。(免許法別表第3備考第8号、第9号、第10号)

- (1) 採用後12年を経過した教員に対し、免許管理者は、本人の意見を聴いて、当該12年を経過した日から起算して3年の間に1種免許状の取得に必要な単位を修得することができる大学の課程、認定講習等の指定を行う。
- (2) 採用後15年を経過した教員((1)の指定を受けた教員で3年以内に1種免許状を取得しない者)については、1種免許状取得に必要な単位の軽減措置は講じられない。

したがって、当該教員が1種免許状の授与を受けるために必要な最低修得単位数は、5年をこえる在職年数1年につき5単位ずつ逓減し、10単位まで逓減するが、採用後15年を経過した後には、最低修得単位数は免許法別表第3に規定する45単位となる。

[普通免許状の種類]

1 特別支援学校以外の教諭の免許状

学校区分	免許状の種類	摘	要	平成元年3月31日現在の免許状
幼稚園	幼稚園教諭専修免許状 幼稚園教諭1種免許状 幼稚園教諭2種免許状			幼稚園教諭1級普通免許状 幼稚園教諭2級普通免許状
小学校	小学校教諭専修免許状 小学校教諭1種免許状 小学校教諭2種免許状			小学校教諭1級普通免許状 小学校教諭2級普通免許状
中学校	中学校教諭専修免許状 中学校教諭1種免許状 中学校教諭2種免許状	各教科に	区分	中学校教諭1級普通免許状 中学校教諭2級普通免許状
高等学校	高等学校教諭専修免許状 高等学校教諭1種免許状	各教科に	区分	高等学校教諭1級普通免許状 高等学校教諭2級普通免許状
学校区分なし	養護教諭専修免許状 養護教諭1種免許状 養護教諭2種免許状			養護教諭1級普通免許状 養護教諭2級普通免許状
学校区分なし	栄養教諭専修免許状 栄養教諭1種免許状 栄養教諭2種免許状			(平成16年7月1日新設)

注:右欄(平成元年3月31日現在の免許状)の免許状は、平成元年4月1日においてそれぞれ左欄の免 許状とみなされる。

2 特別支援学校の教諭の免許状

免許状の種類	摘 要	平成19年3月31日現在の免許状
特別支援学校教諭 専 修 免 許 状	視覚障害者に関する教育の領域	盲学校教諭専修免許状 盲学校教諭1種免許状 盲学校教諭2種免許状
特別支援学校教諭 1 種 免 許 状 特別支援学校教諭 2 種 免 許 状	聴覚障害者に関する教育の領域	聾学校教諭専修免許状 聾学校教諭 1 種免許状 聾学校教諭 2 種免許状
	知的障害者に関する教育の領域 肢体不自由者に関する教育の領域 病弱者(身体虚弱者を含む。)に関する教育の領域	養護学校教諭専修免許状 養護学校教諭1種免許状 養護学校教諭2種免許状
特別支援学校 自立教科教諭 1 種 免 許 状 及び 2 種 免 許 状	理療、理学療法、音楽の教科に区分	盲学校特殊教科教諭 1 種免許状及び 2 種免許状
	理容、特殊技芸(美術、工芸、被服)の 教科に区分	聾学校特殊教科教諭 1 種免許状及び 2 種免許状
特別支援学校 自立活動教諭 1種免許状	視覚障害教育	盲学校自立活動教諭1種免許状
	聴覚障害教育	聾学校自立活動教諭1種免許状
	肢体不自由教育、言語障害教育	養護学校自立活動教諭 1 種免許状

注:右欄(平成19年3月31日現在の免許状)の免許状は、平成19年4月1日においてそれぞれ左欄の免 状とみなされる。

第3節 大学における養成による免許状の授与

1 基礎資格

普通免許状の授与を受ける方法は、①免許法別表第1・別表第2・別表第2の2に定める基礎資格を有し、かつ、大学又は文部科学大臣の指定する教員養成機関又は養護教諭養成機関において別表第1・別表第2・別表第2の2に定める単位を修得する方法(別表第1は各学校の教諭の普通免許状について、別表第2は養護教諭の普通免許状について、別表第2の2は栄養教諭の普通免許状について適用される表である。)②教育職員検定に合格する方法の二つがある。(免許法第5条)

大学における養成による免許状の授与とは、①の方法をいう。ここでいう「基礎資格」を有することとは、別表第1・別表第2・別表第2の2の第2欄に規定されている。

①の方法により単位を修得した者で、小学校及び中学校の教諭の普通免許状の授与を受けようとする者は、当分の間、18歳に達した後、7日間、特別支援学校又は社会福祉施設等において、障害者、高齢者等に対する介護、介助等の体験(「介護等の体験」)が義務づけられている。(小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律第2条及び同法施行規則第1条)

2 単位修得

免許状の授与を受けるために修得することが必要な最低の単位数は、免許状の種類ごとに定められている。(免許法別表第1・別表第2・別表第2の2)

単位の計算方法は、大学設置基準第21条に定める基準による。(免許法施行規則第1条の2) 別表に定める大学において修得することを必要とする単位は、「教科及び教職に関する科目」、「特 別支援教育に関する科目」、「養護及び教職に関する科目」、「栄養に係る教育及び教職に関する科 目」を得させるための課程として文部科学大臣が適当と認める課程において修得しなければならない。 (免許法別表第1備考5)

3 普通免許状授与の欠格要件

教育職員の職務の重要性から、免許状の授与を受けることのできない者として、次のとおり定めている。(免許法第5条第1項)

- (1) 18才未満の者
- (2) 高等学校を卒業しない者(通常の課程以外の課程におけるこれに相当するものを修了しない者を含む。)ただし、文部科学大臣において高等学校を卒業した者と同等以上の資格を有すると認めた者を除く。
- (3) 禁錮以上の刑に処せられた者
- (4) 第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から 3年を経過しない者
- (5) 第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者
- (6) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを 主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

- 7 - R4.3

第4節 教育職員検定による免許状の授与

1 教育職員検定の趣旨及び内容

免許状の授与は大学における養成を原則とし、大学等の教職課程の修了を免許状授与の基本的条件としているが、さらに、現職の教員が研修を積み、教育職員検定に合格することにより、他の種類の免許状を取得することができるみちを開いている。

教育職員検定は、受検者の人物、学力、実務及び身体の4項目について免許状の授与権者である都道府県教育委員会が行う。(免許法第6条第1項)

(1) 人物及び身体の検定

受検者が教育者にふさわしい人物であるかどうか、健康な身体を備えているかどうかを判断するものであり、「人物に関する証明書」及び「身体に関する証明書」により検定を行う。

(2) 学力及び実務の検定

免許法別表第3・第4・第5・第6・第6の2・第7・第8に定められており、受検者が教員に必要とされる教科等の専門的知識や技能及び教員等としての実務経験を備えているか否かを判断するものである。

学力については、大学等の発行する「学力に関する証明書」により検定を行い、実務については、 教員等として良好な成績で勤務した実務経験の年数を、所轄庁において証明する「実務に関する証明 書」により検定を行う。

2 教育職員検定の区分

(1) 他の種類の免許状授与の場合(免許法別表第3・第5・第6・第6の2・第7・第8)

受検者の人物、学力、実務及び身体について検定を行う。

学力及び実務の検定は、免許法別表第3、第5、第6、第6の2、第7又は第8の定めるところによる。(免許法第6条第2項)

免許法別表の適用区分は次のとおりである。

- 別表第3…幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受けようとする場合の検定基準
- ・ 別表第5…中学校及び高等学校の実習を担任する教諭の普通免許状の授与を受けようとする場合 の検定基準
- 別表第6…養護教諭の普通免許状の授与を受けようとする場合の検定基準
- 別表第6の2…栄養教諭の普通免許状の授与を受けようとする場合の検定基準
- ・ 別表第7…特別支援学校の教諭の普通免許状の授与を受けようとする場合の検定基準
- ・ 別表第8…隣接する学校種の普通免許状の授与を受けようとする場合の検定基準
- (2) 他の教科の教諭の普通免許状授与の場合(免許法別表第4) 受検者の人物、学力及び身体について検定を行う。 学力の検定は、免許法別表第4の定めるところによる。(免許法第6条第3項)
- (3) 特別免許状授与の場合(免許法第5条第3項及び第6条第1項)

担当する教科に関する専門的な知識経験又は技能を有する者で社会的信望があり、かつ、教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を持っている者について、教育職員に任命し、又は雇用しようとする者が、学校教育の効果的な実施に特に必要があると認める場合において行う推薦に基づき、受検者の人物、学力、実務及び身体について検定を行う。

- (4) 臨時免許状授与の場合(免許法第5条第5項及び第6条第1項) 普通免許状を有する者を採用することができない場合に、受検者の人物、学力、実務及び身体について検定を行う。
- (5) 外国において授与された免許状を有する者等の場合(免許法第18条) 外国において授与された教育職員に関する免許状を有する者又は外国の学校を卒業し、若しくは修 了した者に対する免許状の授与の検定は、外国の免許状授与の要件となった学校の種別又は卒業若し くは修了した学校の種別及びこれらの学校における専攻科目を教育職員免許法及び免許法施行規則の 基準に照らし、受検者の人物、学力、実務及び身体について検定の上、相当免許状を授与する。

第5節 免許状の失効及び取上げ

1 免許状の失効(免許法第10条第1項)

免許状を有する者が、次の事由に該当するに至ったときは特段の行為を待たず直ちに免許状の効力を 失う。

- (1) 第1号 ・ 禁錮以上の刑に処せられた者
 - ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (2) 第2号 ・ 公立学校の教員であって懲戒免職の処分を受けたとき。
- (3) 第3号 ・ 公立学校の教員(地方公務員法第29条の2第1項各号に掲げる条件附採用期間中の職員及び臨時的に任用された職員を除く。)であって地方公務員法第28条第1項第1号又は第3号に該当し、分限免職の処分を受けたとき。

2 免許状の取上げ

- (1) 免許状を有する者が、次の事由に該当するに至ったときは、免許管理者は、免許状を取り上げなければならない。(免許法第11条第1項及び第2項)
 - ・ 国立学校又は私立学校の教員が公立学校の教員の場合に規定する懲戒免職の事由に相当する事由 により解雇されたと認められるとき。
 - ・ 国立学校又は私立学校の教員であって、地方公務員法第28条第1項第1号又は第3号に掲げる分 限免職の事由に相当する事由により解雇されたと認められるとき。
 - ・ 地方公務員法第29条の2第1項各号に該当する公立学校の教員(条件附採用期間中の職員及び臨時的に任用された職員)であって、地方公務員法第28条第1項第1号又は第3号に掲げる分限免職の事由に相当する事由により免職されたと認められるとき。
- (2) 免許状を有する者が、次の事由に該当するに至ったときは、免許管理者は、免許状を取り上げることができる。(免許法第11条第3項)
 - ・ 免許状を有する者(教育職員以外の者に限る。)が、法令の規定に故意に違反し、又は教育職員 たるにふさわしくない非行があって、その情状が重いと認められるとき。

(3) 取上げ処分の効力等

「取上げ」とは、免許管理者による処分であり、免許管理者は、当該取上げ処分を行った旨を直ちに被処分者に通知しなければならない。また、当該免許状はその通知を受けた日に効力を失う。 したがって、失効の場合とは異なり、取上げ事由の発生により直ちに免許状の効力が失われるものではない。

3 免許状の返納(免許法第10条第2項、第11条第5項)

免許状が失効した者及び取上げ処分を受けた者は、速やかに、その免許状を免許管理者に返納しなければならない。

4 失効等の場合の公告等

免許状が失効したとき、又は免許状取上げ処分を行ったときは、免許管理者は、その旨を官報に公告するとともに、その者の所轄庁及び免許状を授与した授与権者に通知しなければならない。(免許法第13条第1項)

5 失効等の場合の所轄庁による免許管理者への通知等

(1) 通知

所轄庁(免許管理者を除く。)は免許状の失効又は取上げ処分に該当すると認めた場合は、免許管理者に速やかに通知をしなければならない。(免許法第14条)

(2) 報告

学校法人等は、その設置する私立学校の教員について、失効の事由に該当すると認めたとき、又は 当該教員を解雇した場合において、当該解雇の事由が取上げ事由に該当すると思料するときは、速や かにその旨を所轄庁に報告しなければならない。(免許法第14条の2)

第6節 書換及び再交付

1 書 換

氏名又は本籍地の変更があった場合に、変更後の氏名又は本籍地に書換える。(免許法第15条)

2 再交付

免許状の破損、紛失の場合に再び交付する。(免許法第15条)

第7節 特定免許状失効者等に係る免許状の再授与

1 特定免許状失効者等に対する免許法の特例

特定免許状失効者等(児童生徒性暴力等を行ったことにより免許法第10条第1項(第1号又は第2号に係る部分に限る。)の規定により免許状が失効した者及び児童生徒性暴力等を行ったことにより同法第11条第1項又は第3項の規定により免許状取上げの処分を受けた者)については、再び免許状を授与するのが適当であると認められる場合に限り、再び免許状を授与することができる。(免許法第16条の2、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律第22条)

2 都道府県教育職員免許状再授与審査会

都道府県の教育委員会は、特定免許状失効者等に再び免許状を授与するに当たっては、あらかじめ、 都道府県の教育委員会に置く都道府県教育職員免許状再授与審査会の意見を聴かなければならない。 (免許法第16条の2、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律第23条)

第8節罰

1 罰 則

免許法は、教育職員となる者はすべて免許状を要するものとして免許状主義を徹底し、その趣旨を十分達成するため、違法行為に対して罰則規定を設けている。

2 免許状の不正授与等に対する罰則(免許法第21条)

1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

- 免許法の規定に違反して免許状を授与し、又は教育職員検定を行った者
- ・ 虚偽又は不正の事実に基づいて免許状の授与、教育職員検定を受けた者
- ・ 免許状の授与又は教育職員検定を受けようとする者から人物、学力、実務及び身体に関する証明の 請求があった場合に、虚偽又は不正の事実に基づいて証明書を発行した者

3 無資格者の任命行為等における罰則(免許法第22条)

30万円以下の罰金

相当の免許状を有しない者を教育職員に任命し、若しくは雇用した者、又は教育職員となった者

4 法の規定に対する義務違反における罰則(免許法第23条)

義務違反した場合には、10万円以下の過料に処せられる

- ・ 特別非常勤講師の採用にあたって、授与権者に届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 免許状が失効し、又は取上げの処分を受け、免許状を返納しなかった者。

削